【令和元年１０月～】

**子ども・子育て支援新制度では、保育の必要量に応じて保育時間（保育標準時間・保育短時間）が決まり、それぞれ保育料額が異なります。**

**この保育料は住民税額（所得割額）により算定し決定しています。**

〇保育の必要量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 保　育　時　間 | 事　由（就労の場合） |
| 保育標準時間 | ７：３０～１８：３０ | フルタイムを想定（月120時間以上） |
| 保育短時間 | ８：３０～１６：３０ | パートタイムを想定（月120時間未満） |

**＜**保育料月額表＞

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 各月初日の入所児童に属する世帯の 階層区分 | | | 保　育　料 | | | |
| 階層区分 | 定義 | | 3歳児未満 | | 3歳児以上 | |
| 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1 | 生活保護法による被保護世帯等 | | 円　0 | 円　0 | 円　0 | 円　0 |
| 第2 | 市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯 | 非課税 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第3 | 所得割課税額48,600円未満 | 11,000 | 10,900 | 0 | 0 |
| 第4 | 所得割課税額97,000円未満 | 16,500 | 16,300 | 0 | 0 |
| 第5 | 所得割課税額169,000円未満 | 24,500 | 24,200 | 0 | 0 |
| 第6 | 所得割課税額301,000円未満 | 33,500 | 33,000 | 0 | 0 |
| 第7 | 所得割課税額397,000円未満 | 44,000 | 43,400 | 0 | 0 |
| 第8 | 所得割課税額397,000円以上 | 57,000 | 56,200 | 0 | 0 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＜ひとり親世帯等保育料月額表＞ | | | | | | | |
| 階層区分 | 定義 | | 3歳児未満 | | | 3歳児以上 | |
| 保育標準時間 | 保育短時間 | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第2 | 市町村民税額の区分が次の区分に該当する世帯 | 非課税 | 円0 | 円0 | | 円0 | 円0 |
| 第3 | 所得割課税額48,600円未満 | 4,500 | 4,500 | | 0 | 0 |
| 第4 | 所得割課税額　77,101円未満 | 4,500 | 4,500 | | 0 | 0 |
| ＜多子世帯による軽減＞ | | | | | | | |
| 対象となる児童 | | | | | 保育料の額 | | |
| ア　　2人同時入園の場合の2人目の児童または第2階層から第4階層（うち所得割課税額57,700円未満）の世帯の第2子 | | | | | 保育料を7割軽減　　　　　　　　　　　　　　　(注)　10円未満の端数は切り捨てる。 | | |
| イ　　児童を3人以上扶養し、生計を同じくしている世帯の第3子以降の児童（注）ただし、前年分所得が申告等により確定していること、保育料の滞納がないこと | | | | | 無料 | | |
| ウ　　ひとり親世帯等で第3階層及び第4階層（うち所得割課税額77,101円未満）の世帯の第2子以降の児童 | | | | |
| エ　　市町村民税非課税世帯の第２子 | | | | |

* 平成27年度から施行した子ども・子育て支援新制度では、これまで行っていた年少扶養控除の適用が廃止され、改正前後で極力中立的なものとなるよう、算定基準に市町村民税所得割額が設定されています。
* 4月～8月分については前年度分の市町村民税額、9月～翌年3月分については新年度分の市町村民税額（6月確定分）により算定します。
* 確定申告が遅れた場合や、修正申告等により税額等の変更があった場合は、さかのぼって保育料を変更します。
* 年度途中で就労状況や家庭状況に変更があったときは、認定内容の変更により保育料が変更となる場合がありますので、速やかに保育園に届け出下さい。
* 表記の3歳児未満、3歳児以上とは、保育を実施した日の属する年度の初日における年齢により区分し、当該年度中は変更いたしません。